

協議会における環境再生の議論の経緯について

1. 県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会の経緯

(1) 第一期 (H15.7.31~H17.7.30) 及び第二期 (H17.7.31~H19.7.30)

汚染拡散防止対策や不法投棄された廃棄物の撤去・処理などについて協議を行い、平成18年11月には本格撤去計画を策定するなど、不法投棄現場の原状回復に向けた協議を重ね、本格撤去に至る具体的方向性を示した。

(2) 第三期 (H19.7.31~)

今後の原状回復対策は、本格撤去計画に基づき撤去・処理を進めていくことになり、これまでの汚染拡散防止対策などのハード面中心の協議から、次のステージである不法投棄現場の環境再生のあり方を検討するなど、ソフト面中心の協議に移行していくことになることから、文化系の学識経験者や環境問題に意識の高い一般県民も含めた形で協議会の再編を行った。

2. 協議会における環境再生の議論の経緯について

(1) 第一期協議会

第16回協議会 (平成19年2月24日)

協議事項として協議

- ・県から「環境再生のあり方検討イメージ」の資料を基に、今後、環境再生の目標を議論することが大事な課題になってくこと及び環境再生のあり方に関する議論の大まかなプロセスを説明した。
 - ・出席した各委員から環境再生のあり方について、率直な感想・意見をいただいた。
- 《協議会了承》

(2) 第二期協議会

協議会委員改選 (平成19年7月31日)

第18回協議会 (平成19年9月22日)

現場視察

- ・環境再生に向けて委員の現場への理解を深めていただいた。

第20回協議会（平成19年11月10日）

協議事項として協議

- ・環境再生計画策定の趣旨

* 議事録抜粋

事務局：県境不法投棄現場の原状回復については、今後、標高の高いエリアから順次、廃棄物の撤去が完了し、最終的には元々の深い沢地形になります。

このため、県では原状回復後の環境再生方策について検討し、平成20年度末を目途に環境再生のビジョンを掲げた環境再生計画を取りまとめることにしております。

また、環境再生の具体的方策を早期に決定することによって、今後の原状回復事業の効率的な遂行を図るものです。

撤去を完了したエリアから環境再生に取りかかるとすれば、平成21年度あたりから撤去を完了したエリアが出てくると見込まれておりますので、よって、平成20年度末を目途に計画を策定するというようにしております。

- ・計画検討・策定フロー

- ・環境再生のあり方検討イメージ

- ・環境再生計画スケジュール案

（県民意見の集約、地元意見の集約、岩手県との連携を基に協議会で議論していく。）

平成20年9月 環境再生計画第1次案

平成21年2月 環境再生計画最終案

- ・出席した各委員から環境再生のあり方について、率直な感想・意見をいただいた。

《協議会了承》

第21回協議会（平成20年2月23日）

協議事項として協議

- ・提案募集方法及び環境再生計画策定の全体フロー

（全国の専門家等からの提案募集実施等に伴うスケジュール案の変更）

平成21年5月 環境再生計画第1次案

平成21年9月 環境再生計画最終案

- ・環境再生検討についての参考資料（廃棄物撤去後の原地形イメージ図等）

《協議会了承》

* その他、同日の協議会では、環境再生を進めるための前提である原状回復事業の平成24年度までの完了に向けた「平成20年度以降の撤去計画（中間報告）」について協議した。

田子町長から要望・要請文提出（平成20年3月27日）